

佐賀労働局発表
令和3年12月1日



【照会先】

佐賀労働局 労働基準部健康安全課

健康安全課長 北島 祐之

課長補佐 大石 邦貴

地方産業安全専門官 北村 雅道

電話 0952(32)7176 (直通)

令和3年度における 年末年始の労働災害防止活動の取組について

佐賀労働局（局長 加藤博之）は、年末年始の慌ただしくなるこの時季、年末年始特有の業務の増大、年末の大掃除や機械設備の保守点検、突発的な作業などの非定常時作業が、通常作業に加えて多くなり、労働災害発生リスクが高くなることから、県内のすべての労働者が健康で労働災害のない年末年始を迎えられるよう、労働災害防止活動の一層の推進を広く呼びかけます。

1 労働災害の発生状況等

- ・令和3年（1～10月）の佐賀県内における休業4日以上死傷者数は、10月末現在（速報値）で998人（前年同期比33人増）、死亡者数は4人（前年同期比4人減）である。
- ・全業種において最も多い事故の型は、「転倒」が253人（25.4%）、次いで「墜落・転落」が159人（15.9%）、「動作の反動・無理な動作」が158人（15.8%）となっており、これら3種で全体の57.1%を占めている。
- ・被災者の年齢別をみると、60歳以上が323人で全体の32.4%を占め、50歳以上が537人で全体の53.8%を占めている。
- ・被災者の経験年数をみると、5年以下が548人で全体の55.0%を占めている。

2 取組内容

- （1）労働災害防止団体、事業者団体への会員事業場における年末年始における労働災害防止に向けた取組についての要請
- （2）関係団体等の機関紙、ホームページなどを通じた広報
- （3）スローガン入りポスター（サンプル）のフォーマットの提供、及びポスター掲示の依頼
- （4）佐賀労働局及び県内の労働基準監督署に年末年始無災害運動の垂れ幕、のぼりを掲げ、来庁者等に取組を広く呼びかける

別添資料

No.1 「令和3年度 年末年始における労働災害防止に向けた取組について」（要請）

No.2 「佐賀県内の労働災害発生状況 令和3年10月末」

No.3 「～働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう～」

No.4 「年末年始無災害運動のスローガン入りポスター（サンプル）のフォーマット」

佐賀労働局 HP <https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>

佐労発基 1119 第 2 号
令和 3 年 11 月 19 日

別記 関係団体の長 あて

佐賀労働局長

年末年始における労働災害防止に向けた取組について（要請）

労働行政の推進につきましては、平素より格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

佐賀労働局におきましては、第 13 次労働災害防止計画（以下「13 次防」という。計画期間：平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）に基づき、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行うなど、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところです。

しかしながら、当局管内の令和 3 年における労働災害の発生状況は、10 月末現在の速報値において、休業 4 日以上死傷者数は 998 人と前年同期比 33 人（3.4%）の増加、死亡者数は 4 人と大幅に増加した前年同期よりは減少したものの、13 次防の目標達成には憂慮すべき事態になっており、さらなる労働災害防止の取組が求められています。

特に、年末年始は、この時期特有の業務の増大、年末の大掃除や機械設備の保守点検、突発的な作業などの非定常時作業が多くなることから、転倒、墜落・転落等による労働災害のリスクが大きくなることが危惧されています。

災害ゼロを目指して労働災害防止の取組を徹底していくため、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しながら、別紙の「令和 3 年度 年末年始における労働災害防止に向けた取組」を効果的に展開されますよう要請いたします。

貴団体におかれましては、本取組の趣旨についてご理解をいただき、傘下の会員事業者に対し取組の周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

(別記)

一般社団法人 佐賀県労働基準協会

建設業労働災害防止協会 佐賀県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部

佐賀県石材工業協同組合

佐賀県建設労働組合連合会

佐賀県鳶土工工事業連合会

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 佐賀県支部

佐賀県商工会議所連合会

佐賀県商工会連合会

佐賀県中小企業団体中央会

令和3年度 年未年始における労働災害防止に向けた取組

1 安全衛生管理体制に関する事項

経営トップによる安全衛生方針の決意表明と安全衛生パトロール等の実施
安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動、KY（危険予知）活動、リスクアセスメントの取組などの自主的安全衛生管理活動の促進

2 労働災害防止対策に関する事項

転倒災害防止対策の実施、点検・確認
墜落・転落災害防止対策の実施、点検・確認
「高年齢労働者の安全と健康確保のガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく、安全衛生教育及び安全・健康に配慮した職場環境の改善
職場内の各種機械設備の点検と作業手順書、作業マニュアル等の理解・順守徹底
機械による「はさまれ・巻き込まれ」等の災害防止対策、作業開始前点検の実施
腰痛予防対策の実施
安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検整備
交通労働災害防止対策の実施
火気の点検・確認など火気管理の徹底

3 健康確保対策に関する事項

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症予防対策の実施
健康診断の確実な実施及びその結果に基づく適切な事後措置の徹底
メンタルヘルスケアの積極的な推進
過重労働防止のための職場環境づくり

4 その他の事項

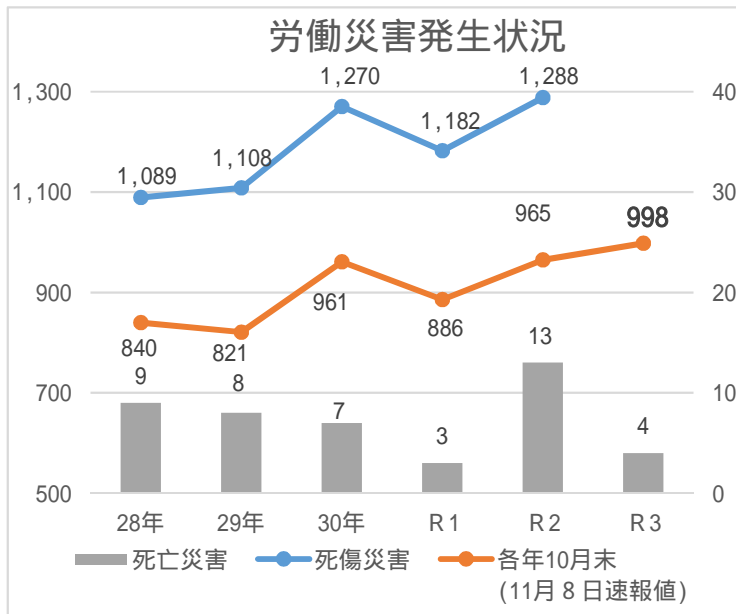
ポスター^{注1}の掲示、「見える化」^{注2}を図った安全衛生活動の促進
スローガン^{注3}を掲げての労働災害防止活動の推進等

(注1) 佐賀労働局 HP <https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>からポスター（サンプル）のフォーマットの利用可（参考）

(注2) 視覚的に捉えられないものを可視化（見える化）して安全衛生意識を高める取組

(注3) 【参考】中央労働災害防止協会 第51回 年未年始無災害運動スローガン
『年未年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン』

佐賀県内の労働災害発生状況 令和3年10月末



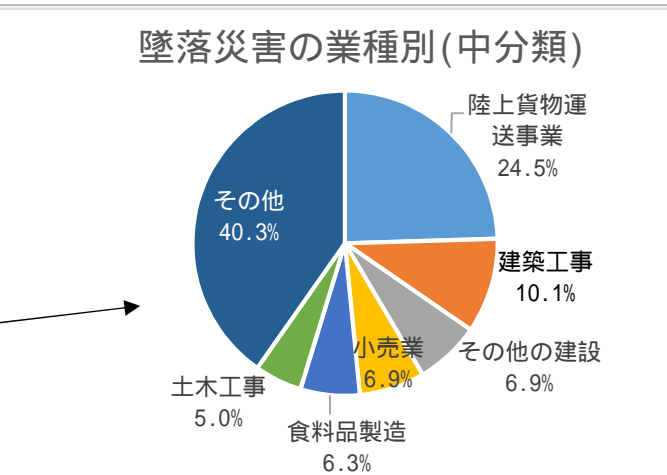
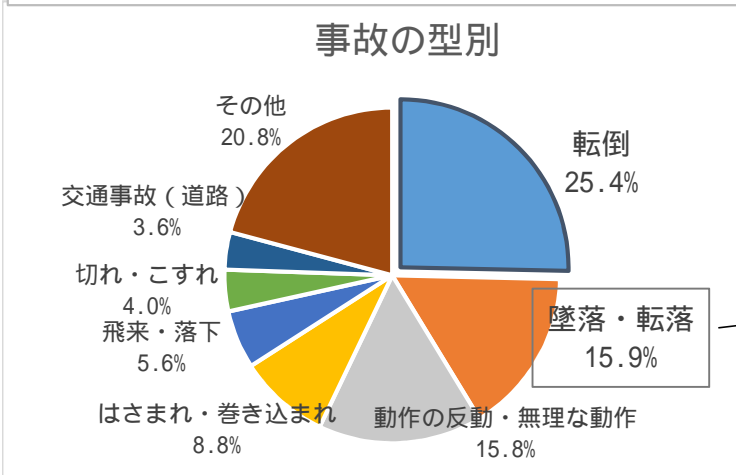
労働災害の発生状況は、休業4日以上^の死傷災害が998人(前年同期比3.4%増)、死亡災害は4人(前年同期比50%減)となっています。

【死亡災害】

- 2月 建設業 作業床を移動中、開口部から40m墜落
- 3月 製造業 作業場を通行中、フォークリフトに激突され
- 6月 採石業 通路を通行中トラック・ショベルに轢かれた
- 10月 建設業 トラック荷台で玉掛け中、1.2m墜落

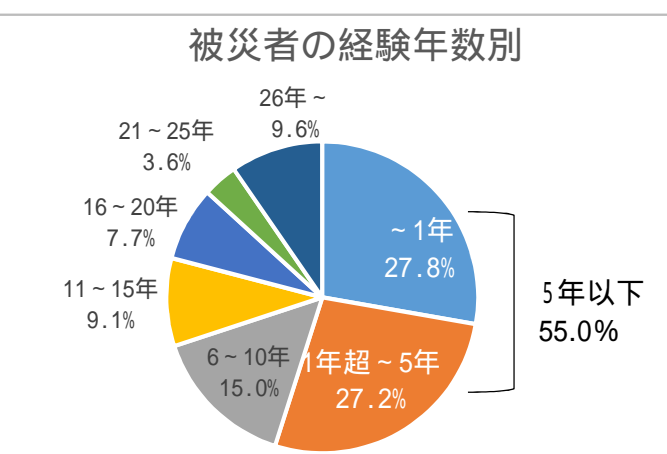
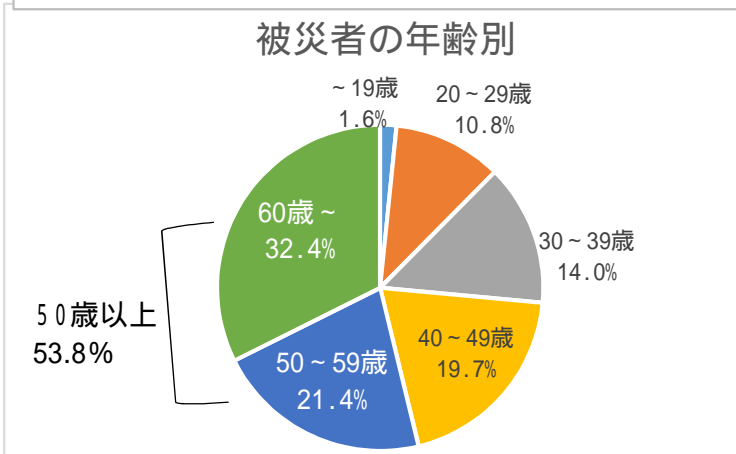
事故の型別でみると転倒災害が253人(前年同期比20.5%増)で最も多く、次いで墜落・転落災害が159人(前年同期比19.7%減)、動作の反動・無理な動作(腰痛等)が158人(前年同期比0.6%増)の順となっている。「転倒・腰痛防止令とプロジェクトSAGA」も活用ください。

墜落災害を業種(中分類)でみると、陸上貨物運送事業が39人と最も多く、次いで建築工事が16人となっており、この2業種で全体の1/3以上を占めている。



年齢別では、60歳～が323人と最も多く、次いで50歳代が214人であり、50歳以上が53.8%を占めている。

経験年数別では、～1年が277人と最も多く、次いで1年超～5年以下が271人となっており、5年以下が55%を占めている。



～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

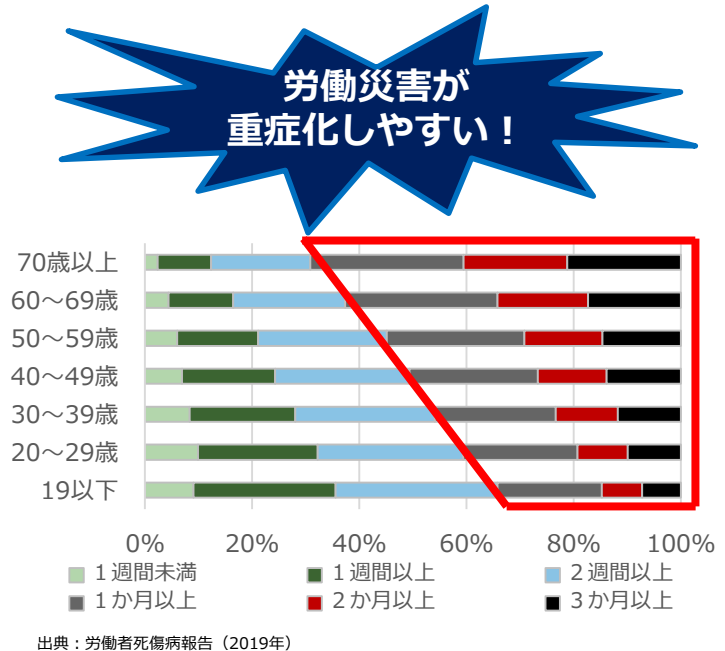
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（4ページ参照）

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

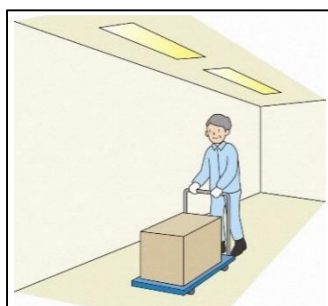


2 職場環境の改善

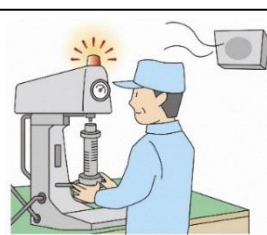
(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

↓対策の例↓

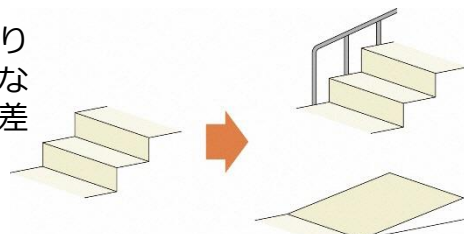


通路を含め作業場所の照度を確保する

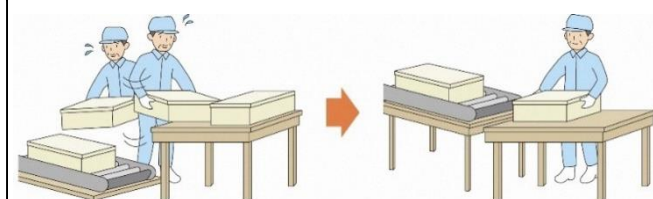


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

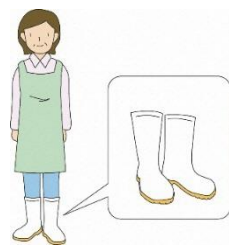
リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直します**。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

注意

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価


評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら⇒ 

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

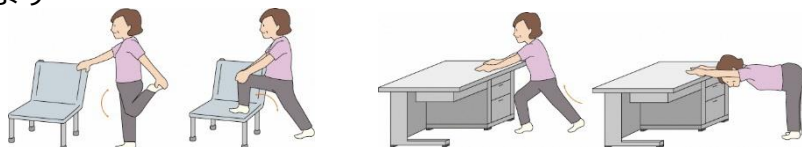
このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要**です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに組み込みます

参考：ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
(厚労省HP)



※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 ㊦ 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
（土日祝休み）

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課 03-3452-6366
技術管理部指導課 03-3453-0464
技術管理部 03-3455-3857
教育支援課 03-3452-4981
技術管理部 03-3452-7201

（製造業、下記以外の業種関係）
（建設業関係）
（陸上貨物運送事業関係）
（林業・木材製造業関係）
（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高年齢者等の雇用問題に関すること

無料

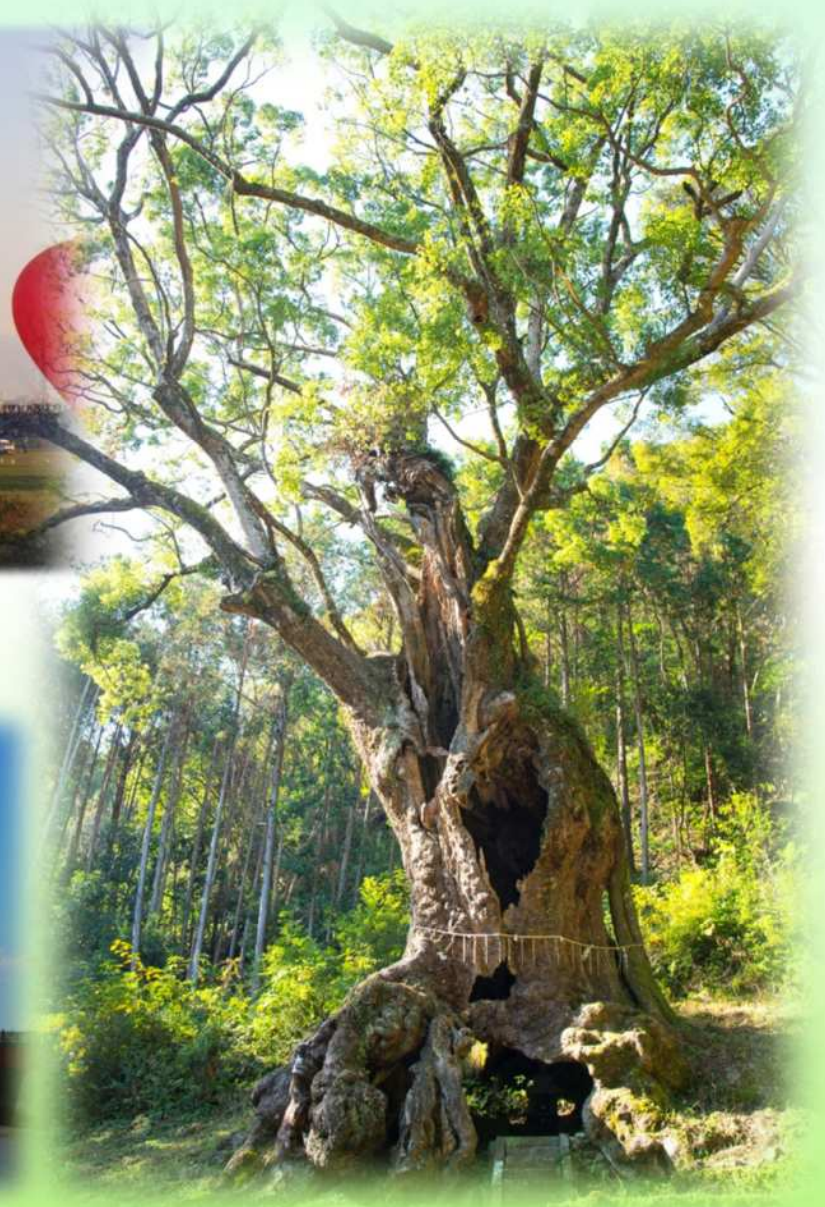
○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



年末年始無災害運動

この枠内に企業独自の「スローガン」を入力してご使用下さい。



企業名等

年末年始無災害運動



この枠内に企業独自の「スローガン」を入力してご使用下さい。



企業名等

写真提供：一般社団法人佐賀県観光連盟

年末年始無災害運動

『この枠内に企業独自の「スローガン」を入力してご使用下さい。』

企業名等

写真提供：一般社団法人佐賀県観光連盟



年末年始無災害運動

この枠内に企業独自の「スローガン」を入力してご使用下さい。



企業名等

